

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |

東北（秋田）厚生年金 事案 3415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和35年12月からA株式会社に勤務し、36年6月1日に同社B営業所へ異動した。申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された労働者名簿、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にA株式会社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和36年8月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日からA株式会社に勤務し、48年6月1日に同社C事業所から同社D事業所へ異動したが、同社C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年5月31日とされており、申立期間は被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B株式会社が保管する社員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和48年6月1日にA株式会社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年4月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和48年6月1日と届け出たにもかかわ

らず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における申立期間の資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月29日から同年4月1日まで

私は、昭和38年2月にA株式会社に入社し、同年4月に同社C事業所が新設されたことにより同事業所に転勤したが、43年4月に退職するまでは同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社本社から同社C事業所に異動したとする複数の同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（A株式会社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において、A株式会社C事業所に勤務していたことが推認できるところ、同社C事業所は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、複数の同僚が、同社C事業所の立ち上げ準備期間については、同社本社が給与計算などを行っていた旨証言していることを踏まえると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格は同社本社において有すべきものであり、申立人の同社本社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険

厚生年金保険被保険者原票の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を 34 万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年2月11日であると認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については 34 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月上旬から同年12月1日まで
② 平成3年12月1日から同年12月31日まで
③ 平成3年12月31日から4年2月11日まで

私は、平成3年10月上旬からA株式会社B支店にC業務担当として勤務したが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、申立期間②及び③について、年金事務所から、A株式会社に同時期に勤務していた方の同社に係る年金記録が訂正されることとなり、あなたの厚生年金保険の標準報酬月額と被保険者資格喪失日の記録も訂正される可能性がある旨の文書が送付されたので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月31日）の後の平成6年7月6日付けで、3年12月1日に遡及して9万

8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後に標準報酬月額が遡及して引き下げられている者が 16 人確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円と訂正することが必要と認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録等から判断すると、申立人は申立期間③にA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成4年2月11日とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月31日）の後の同年4月8日付けで遡及して取り消された上、3年12月31日を資格喪失日とする処理が行われたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A株式会社は、平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、複数の同僚が同日以降も同社に勤務していたことを証言している上、商業法人登記簿によると、同社は同日以降も法人事業所であることが確認でき、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月31日にA株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年2月11日であると認められる。

また、平成4年1月の標準報酬月額については、上記遡及訂正処理前の3年12月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人はA株式会社において平成3年7月15日に被保険者資格を取得していることから、申立期間①において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①当時のA株式会社の事業主は、当時のことは不明としており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立期間①当時、A株式会社において厚生年金保険被保険者であった者のうち、所在の確認できる11人に照会を行ったところ、回答のあった5人のうち1人は申立人を知っているとしているが、具体的な勤務期

間等の証言は得られず、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 19 日

A株式会社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、B株式会社に出向していた平成 18 年 6 月の夏季賞与に係る年金記録が無い。

申立期間の夏季手当支払明細書によれば厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、「申立人は、申立期間においてB株式会社に出向していた。出向者に係る賃金及び賞与は出向先から支払われ、厚生年金保険は出向元である当社で被保険者資格を取得していたので、厚生年金保険料については、当社からの請求に基づき、出向先において、個人負担分については賃金及び賞与から控除し、会社負担分も加えて当社に支払う取扱いであった。」旨回答している。

また、申立人から提出された出向先であるB株式会社発行の平成 18 年 6 月分の夏季手当支払明細書により、申立人は、同年 6 月 19 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料相当額を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A株式会社から提出された平成 18 年 6 月 20 日付けの「出向者社会保険他の件（ご請求）」の記載により、同社が出向先であるB株式会社に対し、申立人の当該賞与から控除された厚生年金保険料相当額を請求

していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記夏季手当支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（青森）国民年金 事案 1871

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から平成5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和36年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年10月から平成5年8月まで

私の国民年金については、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。私は、父親に毎月お金を渡して保険料の納付を頼んでおり、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親が加入手続及び保険料の納付を行っていたと述べているが、父親は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料の納付に関する証言が得られない。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親及び母親の国民年金保険料については、申立期間の一部が未納期間となっている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によれば、申立人が申立期間に居住していたと記憶しているA県B市及び戸籍の改製原附票により昭和57年5月5日から住所を定めていたことが確認できるC市において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1872

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年3月まで
私の両親が、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者に係る資格取得日及び当該被保険者の国民年金保険料の納付状況から、申立人の手帳記号番号は昭和52年4月頃に払い出されたと推認される上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、同名簿の作成日は同年4月11日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年4月に行われたと推認されるが、当該時点では、申立期間のうち48年4月から49年12月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和52年4月時点において、申立期間のうち50年1月から51年3月までの国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間の保険料の納付は両親が行っていたとしている上、申立人の両親は亡くなっていることから、保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）において、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和61年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年6月まで
② 昭和61年4月から62年6月まで

申立期間①については、同居していた友人から国民年金保険料の免除制度があることを教えられたため、A県B市役所に出向いて保険料の免除申請を行った。

また、申立期間②については、私の元夫名義の銀行預金口座からの振替により国民年金保険料を納付していた。

申立期間①を国民年金保険料の免除期間として、また、申立期間②を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同居していた友人から、申請による国民年金保険料の免除制度があることを教えられたため、A県B市役所で免除申請を行ったと主張しているところ、その友人は、「申立人に対して国民年金保険料の免除制度があることを伝え、後日、申立人からB市役所で免除申請を行ったことを聞いた。」旨述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月30日にA県B市で払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金加入手続は同年6月頃に行われたとみられ、申立人は、国民年金被保険者資格を51年*月*日（20歳到達日）に遡って取得したものと推認できるが、この時点で、申立期間①のうち、54年4月か

ら 56 年 3 月までの国民年金保険料は、制度上、免除申請することができない。

また、戸籍の改製原附票によれば、申立人は、昭和 56 年 10 月 10 日に A 県 B 市から C 県 D 町（現在は、E 市）に転入しているところ、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①のうち、上記の加入手続時点において国民年金保険料の免除申請が可能であった同年 4 月から同年 6 月までの期間について、57 年 3 月 12 日及び同年 3 月 31 日に同町から現年度保険料の納入勧奨状が発行されたこと、並びに同年 9 月 6 日には過年度保険料の納付書が送付されたことを示す記載が確認できることから、当時、同町では、当該期間については保険料未納期間として管理していたことがうかがわれ、A 県 B 市において、申立人が主張する免除申請の承認は行われていなかったことが推認できる。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を時効完成後の 58 年 10 月に過年度納付したため、当該保険料は 56 年 10 月から同年 12 月までの保険料に充当処理されたことが確認できることから、申立人は、当該保険料の納付時点において、当該期間を保険料の納付対象期間として認識していたものと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、「申立期間②に係る国民年金保険料は、元夫名義の銀行預金口座からの振替により納付していた。」旨主張しているところ、E 市の説明によれば、同市が国民年金保険料の口座振替制度を導入した時期は昭和 62 年 4 月としており、申立期間②のうち、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間は申立人が主張する納付方法と符合しない。

また、申立人及びその元夫に係る E 市の国民年金被保険者名簿（CSV データ）によれば、申立期間②の国民年金保険料はいずれも未納とされている。

さらに、申立人の元夫は、「申立期間②が属する年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額を確認したところ、その控除額は、申立人が当該期間の保険料を納付した場合に必要な金額を満たしていない上、当該期間の前後の年分の確定申告書に記載された社会保険料控除額を大きく下回っていることから、申立期間②当時は、自身と申立人の国民年金保険料は納付しておらず、E 市の国民健康保険料のみ納付していたものと考えられる。」旨述べており、申立人の申立てを裏付ける事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月までの期間及び 42 年 1 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 2 月頃に役所の職員から、今の時期であれば 20 歳になった年まで遡って国民年金保険料を納付できるとの説明を受けたため、A 市で国民年金の加入手続を行った後、銀行から現金 5 万円を引き出して申立期間に係る保険料を一括納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人及びその前後の被保険者に係る同手帳の交付日は、いずれも昭和 47 年 7 月 31 日と記されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金加入手続及び同記号番号の払出しは同年 7 月に行われたとみられ、申立人は、被保険者資格を 36 年*月*日（20 歳到達日）に遡って取得したものと推認できるが、47 年 7 月時点では、第 1 回特例納付の実施期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）を経過しており、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち 42 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付により納付することはできなかったものと推認できる。

また、上記の加入手続時点で、申立期間②のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能となるものの、申立人は、当該期間に係る保険料の納付方法についての記憶は定かでない上、

オンライン記録によれば、申立人の夫も当該期間は保険料の未納期間とされている。

さらに、住民票によれば、申立人は、申立期間の前後を通じてA市以外に住所の異動が無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 3 月 1 日まで
② 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、有限会社Aに勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②について、有限会社Bが経営していたC事業所に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aに勤務していたとする二人の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aは、「平成5年9月から経営者が代わっており、当時の資料も無く、当時を知っている者もいないため、申立人の勤務期間等については不明である。」旨回答している上、申立期間①当時の元事業主にも照会したが、回答が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

また、上記同僚二人のうち、申立人がD職として有限会社Aと一緒に入社したとする一人には、申立人と同様に同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらない上、当該同僚は、同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらないことについては、分からないとしている。

さらに、上記同僚二人のうち、申立期間①当時に有限会社Aにおいて厚生年金保険の加入記録がある一人は、申立人と同じ頃に正社員として同社

に入社したとしており、「未経験で入社した場合は見習期間があり、私の友達は、見習期間のうちに辞めてしまったので、厚生年金保険には加入していなかったと言っていた。また、D職には正社員以外の者がおり、私が名前を覚えている同僚も正社員ではなかったと思う。見習期間中の者や正社員以外の者は、厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」としているところ、オンライン記録によると、有限会社Aにおいて、当該同僚が覚えている正社員ではなかったとする同僚に該当する厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が上司として名前を挙げた4人に照会したところ、回答があった2人は申立人を覚えていないため、申立人について証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人がアルバイトとして勤務していたとするC事業所を営んでいた有限会社Bは、登記簿謄本によると既に破産していることから、申立人が名前を挙げた同社の役員一人に照会したところ、その妻から回答があり、「有限会社Bが営んでいたC事業所で所長をしていた私の弟に確認したところ、申立人はアルバイトとして勤務していたとのことである。」としており、申立人が名前を挙げた同僚一人の証言からも、勤務期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社Bは、申立期間②より前の昭和59年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げたC事業所の所長、上司一人及び同僚二人は、申立期間②当時、有限会社Bの親会社であったD株式会社（平成16年にD有限会社に組織変更）において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このことについて、上記4人のうち照会に対して回答があった上司及び同僚1人は、D株式会社からC事業所に出向していた旨証言している上、申立人は、上記所長及びもう1人の同僚も同社からの出向であったと思うが、申立人自身は同社からの出向ではなく、有限会社Bに雇用されたと述べている。

さらに、上記役員の妻は、「C事業所の所長だった私の弟によると、アルバイトは厚生年金保険に加入させる扱いではなかったとのことである。」旨回答しており、照会に対して回答があった上司も、アルバイトは厚生年金保険に加入させる扱いではなかったと思うとしている。

なお、申立人の雇用保険の記録を確認したが、有限会社B及びD株式会社における加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、申立期間は、A社B事業所（現在は、C社D事業所）のE部署でアルバイトとしてF業務等、E部署の補助的な仕事をしていた。G社が設立されてから、勤務場所は変わらなかったが、身分だけが移行した。給料から厚生年金保険料が控除されていた可能性があるので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA社B事業所に関する具体的な記憶等から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社D事業所は、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同事業所は、申立人に係る資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入及び給与からの保険料の控除等については不明と回答している。

また、C社総務部人事課は、申立人が同社に勤務していた記録は無く、申立期間に作成されたA社従業員録を確認したが、申立人の氏名は見当たらないと回答している。

さらに、法人登記簿によると、G社は、昭和 36 年 5 月 24 日に設立されていることが確認できるが、平成 20 年 3 月 31 日に解散していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入及び給与からの保険料の控除等について確認できない。

加えて、G社が使用していた建物を現在使用しているC社H事業所の従業員によると、申立期間当時のG社に係る辞令の決裁が倉庫にあるとのこ

とから照会したところ、申立期間のうち同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している 11 人については、資格取得日と同時期に正職員として採用したことが確認できる辞令の決裁があるが、申立人に係る人事記録及び発令記録は確認できないとしている。

その上、G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月に A 社 B 事業所（現在は、C 株式会社）に入社したが、採用月である同年 4 月が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社から提出された資料及び同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A 社 B 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社 B 事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 49 年 5 月 1 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、C 株式会社の回答により、昭和 49 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 13 人の A 社 B 事業所への採用年月日が確認できるところ、このうち 11 人は厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 49 年 5 月 1 日）よりも前に同事業所に採用されていることが確認できることから、同事業所では、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、C 株式会社では、申立期間における厚生年金保険に係る関係資料は無いと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致しており、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 4 月に離婚し、子供との生活のために働く必要があり、社会保険完備ですぐに働ける条件で、同年 5 月 1 日から A 事業所にパートとして勤務した。

株式会社 B の C 本部における厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和 61 年 5 月 1 日以降と申立期間の勤務形態は同じであり、同社から 60 年 7 月 16 日付けで D 業務認定証の交付を受けているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び株式会社 B から提出された人事基本情報により、申立人は申立期間のうち昭和 60 年 5 月 6 日から 61 年 5 月 1 日までの期間について同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社 B は、「労働時間及び賃金台帳等のデータは保管されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については分からない。また、社会保険の加入条件（週契約時間）を満たしていない場合は、必ずしも全ての者を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではない。」旨回答しており、同社から提出された E 厚生年金基金引継データは、オンライン記録で確認できる申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、オンライン記録により、昭和 61 年 5 月に株式会社 B の C 本部において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 13 人に照会したところ、回答のあった 8 人のうち申立人と同様に A 事業所にパートとして勤務していたとする 1 人は、申立人を知らないと回答している上、申立人から

名前の挙がった元同僚2人は、「申立人は、A事業所に勤務していたが、勤務期間は分からない。また、同社の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」旨回答している。

さらに、上記回答の得られた元同僚等10人について、各人の記憶する自らの勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を照合した結果、一致しない者が3人確認できるところ、このうち2人は、申立人と同様にA事業所にパートとして勤務していたと述べていることから、株式会社Bでは、申立期間当時、必ずしも全ての者を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、F健康保険組合は、「申立人の組合加入期間は、昭和61年5月1日から62年3月4日までの期間及び同年3月4日から平成元年2月11日までの期間（任意継続加入期間）である。」と回答しており、申立人に係る株式会社BのC本部におけるオンライン記録と一致する上、同社に係る雇用保険の被保険者記録はオンライン記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社（現在は、B株式会社）のC営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和 48 年 7 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社のC営業所に昭和 47 年 3 月 13 日から 48 年 7 月 31 日まで勤務していたと主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は同年 7 月 30 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、申立人が提出したA株式会社の社員名簿において、C営業所所属と記載されている同僚のうち、オンライン記録において申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前後それぞれ2年程度の期間に被保険者資格を喪失している11人の資格喪失日と雇用保険の離職日を比較したところ、申立人のほかに月の末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は見当たらないものの、月の初日に被保険者資格を喪失している7人は、資格喪失日と雇用保険の離職日が符合している上、同社の事業所別被保険者名簿における申立人及び当該7人の被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、B株式会社は、申立期間当時の資料は無いとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の同僚に照会し

たが、申立人の申立期間における勤務実態等についての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3424（福島厚生年金事案 313 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 7 月 25 日まで
② 昭和 20 年 9 月 25 日から 21 年 1 月 28 日まで

私の父親が昭和 17 年 4 月 1 日から 26 年 5 月 10 日まで A 株式会社 B 事業所（適用事業所名は、A 株式会社 C 事業所）において D 職として勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無く、当該期間は第三種被保険者期間であるとして、年金記録確認 E 地方第三者委員会（当時）へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として申立期間当時の父親の同僚であった者の姓をメモしたものを提出するので、申立期間①及び②について再度確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) A 株式会社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人に係る被保険者記録はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録において、申立人に係る氏名検索を行っても、申立期間の記録が見当たらないこと、iii) 同社 C 事業所のほかに、申立人が勤務していたと主張する同社の関連会社と思われる事業所のうち、厚生年金保険が適用されていたことが確認できる F 株式会社及び G 株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録においても申立人の氏名は見当たらないこと、iv) 雇用保険の被保険者記録及び H 健康保険組合の加入記録が確認できない上、A 株式会社 C 事業所での同僚と思われる

者に照会しても申立人の勤務実態が確認できないこと、v) 申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと等から、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づく平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人の代理人は、新たな資料として、申立期間当時、申立人の同僚だったとする33人の姓のみを記載したメモを提出し、前回の年金記録確認E地方第三者委員会の判断に納得できないとして再申立てを行っているところ、A株式会社C事業所及び同社I事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の者が107人確認できるものの、申立人と厚生年金保険の被保険者期間が異なることからメモに記載されている同僚を特定することができない。

また、上記107人のうち所在が確認できる3人に照会したところ、1人から回答があったものの、申立人を知らないとしており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A株式会社C事業所の承継会社であるG株式会社は申立期間当時の資料は無いとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

なお、申立人の代理人は、申立人は申立期間当時において、D職として勤務していたと主張しているが、前述のとおり、その主張を裏付ける証言及び関連資料等を確認することはできない。

以上のことから、申立人の代理人から提出された新たな資料については、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 7 月 25 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 21 年 1 月 28 日から 23 年 4 月 1 日まで

私の父親の厚生年金保険被保険者記録によると、A株式会社B事業所における申立期間①及び申立期間②を含む昭和 21 年 1 月 28 日から 26 年 5 月 11 日までの期間が第一種被保険者期間とされている。

しかし、昭和 17 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まではC職として勤務していたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の第三種被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、申立人は厚生年金保険第一種被保険者と記録されていることが確認でき、申立人に係るA株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、「C職其ノ他」欄には記載が無く、C職であったことが確認できない。

また、申立人の代理人は、申立期間当時、申立人の同僚だったとする33人の姓のみを記載したメモを提出しているところ、A株式会社B事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同姓の者107人のうち所在が確認できる3人に照会し、1人から回答があったものの、申立人を知らないとしており、申立期間当時に申立人がC職として当該事業所に勤務していたとの証言を得ることはできなかった。

さらに、A株式会社B事業所の承継会社であるE株式会社は申立期間当時の資料は無いとしており、申立人が申立期間においてC職として勤務し、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 36 年 5 月 11 日まで
私は、最近になって、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、その請求手続を行った記憶は無く、受給した記憶も無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和36年10月30日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された直後の昭和36年11月に施行された通算年金制度により、年金の受給資格を得るためには25年の公的年金加入期間が必要となるため、43年5月頃に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、国民年金に加入するまで申立期間のほかに公的年金の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3428（宮城厚生年金事案 1715 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 4 日まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶も無ければ受け取った記憶も無い上、申立期間に係る事業所を退職したときには体調が優れず、自ら脱退手当金の請求手続を行える状態にはなかった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 37. 6.17 受付」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられないこと、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後70人の被保険者原票の中で、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たしている女性8人について調査したところ、7人に脱退手当金の支給記録があり、このうち6人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、残る1人も、事業所を通じて脱退手当金の請求手続を行った旨言及していることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成22年10月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「事業所を退職したときには体調が優れず、自ら脱退手当金の請求手続を行える状態にはなかった。」として再申立てしているが、制度上、脱退手当金は事業主による代理請求が可能である上、新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。